

法律学小辞典

編集代表

雄宏司
英幸
木子堂
藤金新



有 斐 閣

るす以下下物コ用者得・得地
書寄志の聞要寄

法律学小辞典

1972年4月20日 第1版第1刷発行
1975年1月10日 第1版第5刷発行 (改訂)
1979年3月20日 第1版第12刷発行

¥2,500.

編集代表

藤 木 英 雄
金 子 宏
新 堂 幸 司
江 草 忠 允

発行者

東京都千代田区神田神保町 2-17

発行所

株式会社有斐閣

電 話

東京 (264) 1311 (大代表)
郵便番号 [101] 振替口座東京 6-370 番
本郷支店 [113] 文京区東京大学正門前
京都支店 [606] 左京区田中門前町 44

©

Printed in Japan

印刷 株式会社精興社
本文用紙 三島製紙株式会社

製 本

表 紙 株式会社高陽堂
東洋クロス株式会社

落丁・乱丁本はお取替えいたします

1532-000063-8611

小学新字典

編集委員

金	子	宏
塩	野	宏
新	堂	司
萩	沢	彦
波	多	望
平	井	雄
藤	木	雄
前	田	庸
森	島	夫

(50音順)

は し が き

消費者運動や公害紛争に象徴されるように、市民の権利意識は定着しつつある。おそらく今日ほど、法が市民のためのものとして身近に感じられる時代はなかったであろう。そうした市民をめぐる紛争の処理には、むき出しの実力や前近代的な義理人情による解決ではなく、法による合理的解決が強く要請されているのである。いまや、法知識を専門家だけの独占にゆだねることは許されなくなった。法学生ばかりでなく、公務員、サラリーマン、その他一般社会人にとっても、職業上、社会生活上、法律知識を深める必要がますます高まっている。

本来、法は市民の利益を守るためのものであり、それがどのような内容のものであるかがだれにでも容易には握でき、理解できるものでなければならないはずである。しかるに、法律や法学の現状は、いぜんとして、市民一般はおろか、専門家にとってすら難解なものが少なくないありさまであり、しかも、法学者や法曹実務家自身には、なお、法律知識を広く市民のものとしていくための努力に欠けるうらみさえ感じられる。

本書は、こうした認識に立って、法学上の専門的用語や論点について、学術的水準を落とすことなしに、しかも、できるだけわかりやすいように、簡明で、具体的な叙述を試みたほか、法制度の根本となる重要項目を選んで掘り下げた解説をしたり、説明見出し、図表等をそう入したりして、立体的な理解を得られるように工夫した。選んだ項目は6500に及んでいるが、現行の法律を理解する上で欠くことのできない基礎的な事項を網羅し、法学生や実務家、受験者にとって必要かつ十分な程度に広く法の各分野に及んでいるばかりでなく、その中には、複雑な現代の社会が産み出している新しい法律上の問題、特に現に形成されつつある法律関係、権利概念などについても、できるかぎり多く取り上げて、問題の所在や考え方の方向を説明し、現代に生きる市民の法律常識として役だつことを心がけたつもりである。

本書がハンディーで網羅的、かつ、アップ・ツー・デートな法学辞典として、小六法とともに広く愛用され、法学学習の座右の書として、また、市民の法知識

の水準を高め、法に対する関心と、法を市民自身のものであるとする意識とを強めることに役だつならば、われわれの望外の喜びである。

昭和47年1月15日

編集代表

藤 木 英 雄
金 子 宏
新 堂 幸 司

執筆 者 (五十音順)

青	山	善	充	塩	野	宏	原	田	尚	彦
淡	路	剛	久	渋谷	光	子	東	寿	太	郎
池	田	政	章	清水	水	湛	平	井	宜	雄
石	井	紫	郎	下	田	久	広	部	和	也
五	十	部	久	新	堂	幸	藤	木	英	雄
板	倉	宏	宏	住	吉	博	保	原	喜	志
伊	藤	高	義	瀬	元	美	前	田	庸	博
伊	藤	真	子	園	部	逸	楨	重	博	朔
岩	井	宜	昭	高	原	賢	町	野	浩	也
内	田	文	崇	竹	下	守	松	尾	誠	之
江	橋	也	也	谷	川	久	松	岡	幹	夫
遠	藤	博	一	田	宮	裕	松	田	保	彦
大	原	栄	道	田	村	諄	松	田	時	夫
奥	田	昌	宏	筒	井	若	松	本	弘	人
金	子	仁	仁	長	尾	龍	三	宅	井	力
兼	井	康	郎	中	元	紘	室	島	昭	夫
菊	井	国	友	納	谷	広	森	谷	暢	男
小	西	有	司	西	島	梅	紋	谷	浩	一
佐	々	木	二	萩	沢	清	山	口	順	碧
実	方	謙	郎	波	多	野	林	順	碧	
沢	木	敬	郎	花	見	忠				

凡 例

I 編集の方針

(1) 法学学習百科辞典としてのねらい

法律を専攻する学生、公務員試験・司法試験その他各種試験の法律科目の受験者に必要な用語と論点とを慎重に選び、法学学習の百科辞典としての役割を果たさせることをねらいとした。なお、平明で具体的な叙述に心がけ、一般大学生の法学学習上の座右の書として、また、市民が日常生活上当面する法律問題の解決への指針として役だつようにつとめた。

(2) 項目選定の範囲

項目選定の重点は、憲法、民法、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法のいわゆる六法に加え、行政法、労働法、国際法の9分野においた。また、現代社会生活において重要度を増している租税法、社会法、経済法、無体財産（著作権・特許・実用新案・意匠・商標）法はもちろん、基礎法学の分野からも重要項目を選び、さらに著名な人名、裁判事件等を加えて、約6500項目を収録した。

(3) 項目解説の基本的態度

(イ) 解説は、高い理論的水準を保ちながら、わかりやすくするために、抽象的記述を避けて具体的に例をあげ、できるだけ詳しくしたほか、学説・判例を引用した。なお、各分野から法制度の根幹となるかなりの数の重要項目を選び、それについては掘り下げた叙述をすることによって、小項目主義にありがちな平板な解説に陥らないように心がけた。

(ロ) 各項目相互間の関連及び異同に特に注意して、相互に比較対照しながら、有機的・体系的な理解が得られるように記述した。

(4) 記述形式上の特色

記述の長くなる項目には、その全体をいくつかに分け、ゴシック体で適切な見出しをつけた。読みやすいだけでなく、一見してその項目の要点がわかり、知識の整理にも役だつようにした。

(5) 図表の利用

複雑で理解しにくい説明箇所及び比較対照したほうがわかりやすくなるものなどを選び、図表にして項目説明の中に掲げた。

(6) 基本法令用語の収録

六法全書、官報、法規集を読む上で、ぜひ知っておきたい基本的な法令用語を選び、できるだけ参考になる立法例や用例をあげてわかりやすく解説した。

(7) 難読・難解語の収録

民法、商法、民事訴訟法、刑法等の法典及び現在もなお重要性をもっている民事・刑事の古い判例の中から、一般に難読・難解と思われる言葉を選んで、その読み方と簡単な意味を加えた難読・難解語を巻末に収録して、学習の便宜をはかった。

(8) 項目の選定及び記述の基準

昭和47年1月1日現在により、項目を選定し、記述した。なお、昭和49年4月2日に公布された「商法の一部を改正する法律(法21)」、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(法22)」において、監査制度を中心に改正が行なわれたが、これらの法律に関しては、最小限度の説明を可能な範囲でつけ加えた。

II 編集の形式

A 項目の配列

(1) 五十音順による配列

項目の配列は新かなづかいによる五十音順とし、次の方針に従った。

- (イ) 国語の長音は「ウ」で表わし、その順序による。
- (ロ) 外国語を片かなで表わす場合は、長音は長音符「ー」を用い、配列は長音符を無視した順序による。
- (ハ) 促音は「ッ」で表わし、その順序による。

(2) 二様の読み方がある項目

読み方に二様の慣用があるものは、双方を各々の音順の場所に掲げ、どちらを引いても検索できるようにした。

(3) 複合項目

複合的な項目は、最初の言葉だけの音順によった。

例:「更正・決定」は、「コウセイ」の箇所に配列。

B 項目と外国語

(1) 外国語項目の表示

外国語の項目は片かなで表わし、原則として、一般に慣用される読み方に従った。

(2) 外国人名項目の表示

- (1) に同じ。付記した原名は、姓(surname)を先にし、名(Christian name)をあとにした。

C 項目の記述

(1) 使用漢字・かなづかい

当用漢字・新かなづかいによる。当用漢字にない漢字及び読み誤れやすい漢字には、原則として振りがなをつけた。

(2) 法令の効力の表示

法令名が項目である場合、基準日現在で効力のある法令は、説明の最初に法令年番号を示し、すでに廃止・失効となっている法令は、説明文中で括弧内に法令年番号を小さな字で示して区別した。

(3) 法令年番号

法令年番号は掲げるのを原則としたが、説明中に出てくる法令が別に項目としてある場合又は法令名略語表にある場合は、これを省略した。

(4) 法令の条文の引用

括弧内に法令・条文を引用するときは、次のようにした。

(イ) 法令を引用するときは、その法令名については、略語表にあるものはそれに従い、それ以外のもは法令年番号（項目としてある法令は省く）と法令名を正しく出した。

(ロ) 同一項目の説明中に同一法令の条文を数箇所ですべて引用するときは、最初に法令名（又は略語）を示し、その後は一々繰り返すことをやめた。

(ハ) 条文を引用するときは、同一法令の条文はナカグロ(・)で、異なる法令の条文はコンマ(,)で区切った。

(ニ) 条文を引用するときは、条文数はアラビア数字で、項数は①、②…で、号数は①、②…で示した。

例：民 450①② は、民法第 450 条第 1 項第 2 号 の意。

(ホ) 連続する三つ以上の条・項・号を引用するときは、その条・項・号の中間のものは略し、「～」の記号でそれを示した。

(ヘ) 記述中、ある法令の規定であることを明示して説明を加え、その末尾の括弧内に条文を引用するときは、原則としてその法令名は括弧内に示さなかった。

(ト) 法令名・条文のかなづかいは、原典に従った。ただし、条数で片かなのものは、平がなで表わした。

(5) 元号

説明中に明治・大正あるいはそれ以前の元号がある場合には、それぞれ最初の一つに限り括弧内に西暦を掲げ、日本と外国の事象を対比できるようにし、また、歴史的な背景を含めて理解しやすいようにした。

D 項目相互の関連

(1) 複合項目の利用

相互に特に密接に関連する事項、たとえば、「一般法」と「特別法」、「有限責任」と「無限責任」のようなものは、「一般法・特別法」「有限責任・無限責任」のように複合的な項目とし、一括して説明した。この場合は同時に、「特別法」「無限責任」も別に項目として該当箇所にし出し、検索の便宜を図った。

(2) * の利用

ある項目の説明に用いられている用語で、その用語が別に項目としてもあり、その別の項

目の説明を参照することが、ある項目の理解に便宜であるときは、その用語の左肩にアステリ(*)をつけることにした。この場合、

- (イ) 同一の語に始まるいくつかの項目があり、どの項目を参照するのか紛らわしいとき、あるいは参照する項目名が長いときには、終りの字の右肩にアポストロフィ(')をつけて、かかり方を示した。

例：*売買，*売買一方の予約'；*公訴不可分の原則'

- (ロ) 頭初又は末尾の語を共通とする2項目に、まとめてアステリ(*)をつける場合には、次の便法を用いた。

例：*現実の提供'・引渡し'は、*現実の提供'と*現実の引渡し'の両項目を参照の意。

*催告・*検索の抗弁権'は、*催告の抗弁権'と*検索の抗弁権'の両項目を参照の意。

(3) → の利用

ある項目について、特に他の項目の参照が望ましいときには、記述中に「○○○」を見よとするか、→「○○○」として、その項目を示した。この場合、

- (イ) 記述の最後に →「○○○」とあるときは、その項目の説明全体に関連する。

- (ロ) 記述中に (→「○○○」) とあるときは、特にその直前の箇所の説明に関連する。

(4) 参照項目の整理

参照項目(特に説明を加えず、単に他の項目を参照するように示した項目)についても、その内容に応じて、次のような区別を用いた。参照項目が、

- (イ) 他の項目と同義の場合、「○○○」と同じ とした。

例：危殆(*)犯「危険犯」と同じ。

- (ロ) 他の項目の略称である場合、「○○○」の略称 とした。

例：破防法「破壊活動防止法」の略称。

- (ハ) 他の項目の解説の中で説明されている場合に限り、→「○○○」とした。

例：確定期限 →「期限」

- (ニ) 二様の読み方がある場合、説明をしなかった項目から説明のある項目を参照するとき、→○○○ とした。

例：競売 →ケイバイ

III 略 語

(1) 法令形式の略語

別表の、法令形式略語表による。

(2) 法令名の略語

別表の、法令名略語表による。

(3) 旧法の表示

法令名(略語を含む)の前に 旧 とあるのは、旧法をさす。

例：旧民 は、旧民法 の意。

(4) 旧規定の表示

法令名略語の次に 旧 とあって条文をあげていれば、現行法で削除されたか改正される以前の条文をさす。

(5) 附則等の表示

次の左の表示は、その右の意味である。

附 附則 前 前段

但 ただし書 後 後段

(6) 外国法典の表示

独民 仏民 などとあるのは、それぞれ ドイツ民法 フランス民法 などとをさす。

附 録 Ⅲ

附録の表示方法 (1)

ある法令を何たる法令と称する

何たる法令と称する (2)

ある法令を何たる法令と称する (3)

何たる法令と称する (4)

法令形式略語表

太告	太政官布告	労	労働省令
太達	太政官達	内	内務省令
法	法律	最高裁規	最高裁判所規則
勅	勅令	人規	人事院規則
政	政令	公取委規	公正取引委員会規則
訓	訓令	国公委規	国家公安委員会規則
告	告示	証取委規	証券取引委員会規則
総	總理府令	船中労委規	船員中央労働委員会規則
法務	法務省令	行管訓	行政管理庁訓令
司	司法省令	郵告	郵政省告示
大	大藏省令	公取委告	公正取引委員会告示
厚	厚生省令	司布達	司法省布達
通産	通商産業省令	司達	司法省達
鉄	鉄道省令	労発	労働省通達
郵	郵政省令	基発	労働省労働基準局通達
通	通信省令	国鉄公示	日本国有鉄道公示

法令名略語表

(項目にない法令には)
法令年番号を掲げた)

い

医師	医師法 (昭和 23 法 201)
意匠	意匠法
印紙	印紙税法 (昭和 42 法 23)

お

沖縄政特措	沖縄住民の国政参加特別措置法 (昭和 45 法 49)
-------	--------------------------------

恩給	恩給法 (大正 12 法 48)
恩赦	恩赦法 (昭和 22 法 20)

か

河	河川法 (昭和 39 法 167)
会	会計法
外為法	外国為替及び外国貿易管理法
海運	海上運送法 (昭和 24 法 187)
会検	会計検査院法 (昭和 22 法 73)
海保	海上保安庁法 (昭和 23 法 28)

会社更生	会社更生法 (昭和 27 法 172)
貸信	貸付信託法 (昭和 27 法 195)
家審	家事審判法 (昭和 22 法 152)
学教	学校教育法
火薬	火薬類取締法 (昭和 25 法 149)
監	監獄法 (明治 41 法 28)
関税	関税法 (昭和 29 法 61)

き

給与と法	一般職の職員の給与に関する法律
教育行政	地方教育行政の組織及び運営に関する法律
教基	教育基本法
教公特	教育公務員特例法
行審	行政不服審査法
行組	国家行政組織法
行訴	行政事件訴訟法
京都公安条例	集会、集団行進及び集団示威運

動に関する条例（昭和29京都 市条例10）		さ	
漁業	漁業法（昭和24法267）	裁判所法	裁判所法
銀行	銀行法（昭和2法21）	財政法	財政法
く		災害対策基本法（昭和36法223）	災害対策基本法（昭和36法223）
区画整理		最高裁判所裁判事務処理規則（昭和22最高裁規6）	最高裁判所裁判事務処理規則（昭和22最高裁規6）
土地区画整理法（昭和29法119）		裁判官弾劾法（昭和22法137）	裁判官弾劾法（昭和22法137）
け		資産再評価法（昭和25法110）	資産再評価法（昭和25法110）
刑	刑法	財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則	財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則
警	警察法	参議院規則	参議院規則
計算規	株式会社の貸借対照表及び損益計算書に関する規則	参議院先例録（昭和43年版）	参議院先例録（昭和43年版）
刑訴	刑事訴訟法	し	
刑訴規	刑事訴訟規則	自衛	自衛隊法（昭和29法165）
軽犯	軽犯罪法	私学	私立学校法（昭和24法270）
憲	日本国憲法	私学共済	私立学校教職員共済組合法（昭和28法245）
建基	建築基準法	自治	地方自治法
検察	検察庁法（昭和22法61）	質屋	質屋営業法（昭和25法158）
健保	健康保険法（大正11法70）	自治令	地方自治法施行令（昭和22政16）
こ		失保	失業保険法（昭和22法146）
小	小切手法	自抵	自動車抵当法（昭和26法187）
戸	戸籍法（昭和22法224）	自賠	自動車損害賠償保障法
公企共済	公共企業体職員等共済組合法（昭和31法134）	児福	児童福祉法（昭和22法164）
鉱業	鉱業法（昭和25法289）	資本組入	株式会社の再評価積立金の資本組入に関する法律
工業所有権条約	工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約	借地	借地法
航空	航空法（昭和27法231）	借家	借家法
皇経	皇室経済法（昭和22法4）	衆規	衆議院規則
公証	公証人法（明治41法53）	衆先例	衆議院先例集（昭和38年版）
公選	公職選挙法	住民台帳	住民基本台帳法
工抵	工場抵当法（明治38法54）	収用	土地収用法
厚保	厚生年金保険法（昭和29法115）	酒税	酒税法（昭和28法6）
公労	公共企業体等労働関係法	出資取締	出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律（昭和29法195）
国財	国有財産法（昭和23法73）	出入国	出入国管理令
国際海運	国際海上物品運送法	少年法	少年法（昭和23法168）
国際裁	国際司法裁判所規程	商	商法
国鉄	日本国有鉄道法（昭和23法256）	少院	少年院法（昭和23法169）
国賠	国家賠償法	商改施	商法中改正法律施行法（昭和13法73）
国連憲章	国際連合憲章	消組	消防組織法（昭和22法226）
戸則	戸籍法施行規則（昭和22司94）	商登	商業登記法（昭和38法125）
国会	国会法	商取	商品取引所法（昭和25法239）
国健保	国民健康保険法（昭和33法192）	証取	証券取引法
国公	国家公務員法	証取令	証券取引法施行令（昭和40政321）
国公共済	国家公務員共済組合法（昭和33法128）		
古物	古物営業法（昭和24法108）		

商標	商標法	中団	中小企業団体の組織に関する法律 (昭和 32 法 185)
職安	職業安定法	長銀	長期信用銀行法 (昭和 27 法 187)
職訓	職業訓練法 (昭和 44 法 64)	著作	著作権法
食品	食品衛生法 (昭和 22 法 233)	貯蓄兼営	普通銀行等ノ貯蓄銀行業務又ハ信託業務ノ兼営等ニ關スル法律 (昭和 18 法 43)
所税	所得税法 (昭和 40 法 33)		て
職階制	国家公務員の職階制に関する法律 (昭和 25 法 180)		手形法
新案	実用新案法		抵当証券法 (昭和 6 法 15)
人規	人事院規則		皇室典範
人訴	人事訴訟手続法 (明治 31 法 13)	手	電気事業法 (昭和 39 法 170)
信託	信託法	抵証	日本電信電話公社法 (昭和 27 法 250)
信託業	信託業法 (大正 11 法 65)	典	と
	す	電氣	
		電電	
水協	水産業協同組合法 (昭和 23 法 242)		
	せ		
税徴	国税徴収法	道	道路法
税通	国税通則法	道運	道路運送法 (昭和 26 法 183)
税犯	国税犯則取締法	東京公安条例	集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例 (昭和 25 東京都条例 44)
船員	船員法	道交	道路交通法 (昭和 35 法 105)
専公	日本専売公社法 (昭和 23 法 255)	投信	証券投資信託法 (昭和 26 法 198)
船舶	船舶法 (明治 32 法 46)	都計	都市計画法
船保	船員保険法 (昭和 14 法 73)	土地改良	土地改良法 (昭和 24 法 195)
	そ	特許	特許法
争議規制	電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律	独禁	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
相銀	相互銀行法 (昭和 26 法 199)	独禁除外	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律 (昭和 22 法 138)
相税	相統税法 (昭和 25 法 73)		な
	た		
代執	行政代執行法	内	内閣法 (昭和 22 法 5)
建物保護	建物保護ニ關スル法律		に
たばこ	たばこ専売法 (昭和 24 法 111)		
担保社債	担保附社債信託法	日銀	日本銀行法 (昭和 17 法 67)
	ち	日刊新聞	日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社及び有限会社の株式及び持分の譲渡の制限等に関する法律
地公	地方公務員法		ね
地公企	地方公営企業法 (昭和 27 法 292)		
地公共済	地方公務員等共済組合法 (昭和 37 法 152)		の
地公労	地方公営企業労働関係法	年金	国民年金法 (昭和 34 法 141)
地財	地方財政法		
地税	地方税法 (昭和 25 法 226)	農委	農業委員会等に関する法律 (昭和 26 法 88)
地鉄	地方鉄道法 (大正 8 法 52)	農協	農業協同組合法 (昭和 22 法 132)
中協	中小企業等協同組合法 (昭和 24 法 181)		

農地	農地法
は	
破	破産法 (大正 11 法 71)
売春	売春防止法
配当支払	会社の配当する利益又は利息の支払に関する法律 (昭和 23 法 64)
爆発	爆発物取締罰則 (明治 17 太告 32)
罰金臨措	罰金等臨時措置法 (昭和 23 法 251)
破防	破壊活動防止法
ひ	
非訟	非訟事件手続法
日雇健保	日雇労働者健康保険法
ふ	
風俗	風俗営業等取締法 (昭和 23 法 122)
不公正告	不公正な取引方法 (昭和 28 公取委告 11)
不正競争	不正競争防止法 (昭和 9 法 14)
物品管理	物品管理法 (昭和 31 法 113)
不登	不動産登記法 (明治 32 法 24)
不当景品	不当景品類及び不当表示防止法 (昭和 37 法 134)
へ	
ベルヌ条約	文学的及美術的著作物保護ニ関スル「ベルヌ」条約
弁護	弁護士法
弁理士	弁理士法 (大正 10 法 100)
ほ	
法税	法人税法 (昭和 40 法 34)
法廷秩序	法廷等の秩序維持に関する法律
法廷秩序規	法廷等の秩序維持に関する規則 (昭和 27 最高裁規 20)
法務大臣権限	国の利害に係るある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律 (昭和 22 法 194)

法例	法例
保険	保険業法
み	
民	民法
民施	民法施行法 (明治 31 法 11)
民訴	民事訴訟法
民訴規	民事訴訟規則
民訴費	民事訴訟費用等に関する法律 (昭和 46 法 40)
民調	民事調停法 (昭和 26 法 222)
め	
明憲	大日本帝国憲法
ゆ	
有	有限会社法
輸出入取引	輸出入取引法
よ	
予会令	予算決算及び会計令
予防更生	犯罪者予防更生法 (昭和 24 法 142)
り	
利息	利息制限法
ろ	
労委規	労働委員会規則
労基	労働基準法
労基則	労働基準法施行規則 (昭和 22 厚 23)
労組	労働組合法
労災	労働者災害補償保険法 (昭和 22 法 50)
労調	労働関係調整法
労保徴	労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (昭和 44 法 84)
わ	
和	和議法 (大正 11 法 72)

索引

本索引の末尾に、「基本法令用語」の索引を掲げた。

解説に図表をつけた項目には、その項目の左肩に*印をつけて、検索に便宜をはかった。

ア

アイ・エム・エフ (I. M. F.)	1
アイ・エル・オー (I. L. O.)	1
アイ・エル・オー (I. L. O.) 87号条約	1
相落(??)手形 (小切手)	1
アイ・シー・エフ・ディー・ユー (I. C. F. T. U.)	1
青色申告	1
青田売買	1
あおり	1
悪意	1
悪意占有	1
悪意の抗弁	1
悪法も法なり	1
アグレマン	2
明渡しの正当事由	2
朝日訴訟	2
アジア開発銀行	2
アジャン・プロヴォカ	2
ツール	2
預り証券	3
預合(??)	3
与える債務・なす債務	3
斡旋(??)(労働法上の)	3
斡旋(??)収賄	3
宛所(??)	4
当嵌(??)の錯誤	4
姉家督	4
アフリカ統一機構	4
アメリカ行政手続法	4
アメリカ憲法	4
アメリカ全国労働関係局	4

アメリカ統一商事法典	5
アメリカ独立宣言	5
アメリカ労働法	5
アラバマ号事件	5
アリバイ	5
アレイメント	5
安全運転	5
安全管理士	5
安全管理者	6
安全保持 (の) 施設	6
*安全保障	6
安全保障理事会	6
安定操作	7
安寧秩序に対する罪	7
安保条約	7
安楽死	7

イ

イー・イー・シー (E. E. C.)	7
委員会	7
家	8
イェリネック	8
イェーリング	8
イエロードッグ・コン	8
トラクト	8
位階	8
遺棄	8
異議	8
遺棄罪	9
異議の申立て	9
異議申立て	9
イギリス憲法	9
イギリス連邦	10
イギリス労働法	10
育児時間	10
育児手当金	10
違警罪	10

生ける法	10
違憲	10
違憲抗告	10
違憲裁判	10
違憲上告	11
違憲上訴	11
違憲立法審査権	11
遺言(??)	11
遺言執行者	11
遺言証書	11
遺言の方式の準拠法に 関する法律	12
遺産	12
遺産相続	12
遺産分割	12
遺式の裁判	12
意思自治の原則	12
意思主義・表示主義	12
異時重複保険	13
遺失物	13
遺失物横領罪	13
意思能力	13
意思の欠缺(??)	13
意思表示	13
慰謝料	14
意匠権	14
意匠実施権	14
意匠法	15
委嘱	15
移審	15
移送	15
遺贈	15
遺族一時金	15
遺族給付	15
遺族手当	15
遺族年金	15
遺族扶助料	16
遺族補償	16
遺族補償一時金	16